平成 28 年度第 1 回岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会会議録

1 日時

平成28年6月7日(火) 15:00~16:30

2 場所

盛岡市勤労福祉会館 2階 研修室兼展示室

3 出席委員(敬称略)

委員長 岡田秀二 副委員長 福士信幸 委 北 舘 充 史 員 委 郷右近 勤 員 員 田村 委 恵 委 員 吉 野 英 岐

4 議事

【1 開会】

・ 事務局が開会を宣言。

【2 挨拶】

[岩手県農林水産部農業振興課長]本日は、お忙しい中、御出席いただき、厚く御礼申し上げる。また、本委員会において、様々貴重な御意見や御助言等を賜わり、心から 感謝申し上げる。

中山間地域等直接支払制度は、傾斜地など生産条件が不利な地域の農業生産活動を維持するため、平成12年度から実施されている制度であり、中山間地域が耕地面積の約8割を占める岩手県において重要な農業施策となっている。

この制度は、傾斜地において集落等の単位で農耕地の維持・管理に関する協定を結び活動を行うことで、その面積に対して一定の交付金が交付される、非常に取り組みやすい制度となっている。その一方で、活動を一部でも中止した場合は、対策期間中に交付された交付金を全額返還しなくてはならないなど、厳しいペナルティーが設定されている。

平成 27 年度から始まった第4期対策では、超急傾斜地での取組への新たな加算措置の創設や、交付金の返還規定の緩和が行われたところだが、全国的に見ると、農村の高齢化やリーダー不足が進行する中で、協定の締結をあきらめる集落が多く、協定数や交付面積は減少傾向にある。

本日お配りしている参考資料No.7の5月20日の日本農業新聞の記事をご覧いただくと、東北各県が協定数、交付面積ともに減少傾向にある中で、本県は、協定数は減少したものの、交付面積は増加している。これは、昨年、皆様に御協議いただいた知事特認地域の拡大によるところが大きいと分析しており、今年度も増加を見込んでいる。県としては、今年2月に中山間地域農業の活性化を目的として策定した、「いわて農業農村活性化推進ビジョン」と併せて、本制度の取組の更なる維持・拡大を図りたいと考えている。

本日の委員会では、第4期対策の一年目となる平成27年度の実施状況と、平成28年度の取組内容について御協議いただくこととしている。委員の皆様の忌憚ない御意見・御助言を賜りますことをお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただく。

- ・ 事務局より、委員の紹介を行った後、委員9名のうち6名の出席があることから、本 委員会が成立することを報告。
- ・ 続いて、事務局員を紹介。 (これ以降 設置要領第4の2の規定により、岡田委員長が議長となり進行。)

【3 協議】

- (1) 平成 27 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況 (案) について
- ・ 事務局から、参考資料 No. 2、3に基づき国の制度の概要を説明後、資料 No. 1に基づき説明。

《質疑等の内容》

[福士副委員長] 集落協定が減っていて、面積が増えていることについて具体的に教えてほしい。

[事務局] 他の集落と一緒になって規模を拡大して取り組む集落があるため、集落数は減っても、取組面積としては増えている。また、昨年度に知事特認基準が追加されたことで、取組を拡大した集落がある。以上から、取組面積は増加したと分析している。

〔福士副委員長〕実際に、他の集落と一緒になったケースはどのくらいあったのか。

[事務局] 54 協定あった。

[福士副委員長] 集落協定が 66 減っているが、54 協定が隣を取り込んで面積が増えたということか。

〔事務局〕はい。

[福士副委員長] 取組拡大について意見交換を実施した一戸町と、洋野町(第4期対策 から協定なし)は、今年度はどのような状況か。

[事務局] 県からは、今年度も引き続き、取組拡大などの誘導を行っていくこととしているが、現時点では、回答は得られていない。洋野町では、第3期対策まで取り組んでいた3集落協定中2協定が、近隣の集落と一体となり多面的機能支払の取組を新たに始めたと聞いている。県としては、近隣の集落と連携して、中山間地域等直接支払制度の取組も復活してもらうよう働きかけていきたい。

[岡田委員長] 集落協定の規模が、3、4戸と極めて小さな協定もあり、当然、色々な事情が出てくる。バッファー的な機能を高める意味での支援をしてほしい。大事なところは、それによりカバーする面積が増えたということである。

[田村委員] 平成27年度のいわて中山間賞を受賞した集落等は、どこが際立って良かったか、どのような基準で選ばれたのかについて知りたい。

[事務局] 昨年度は4つの集落等が受賞したが、特に若者・女性の活動も選考のポイントになっている。例えば、「簗川ひつじ飼育者の会」の場合は、女性が講習会を開いたり、保育園児との交流に活用したりといったところがポイントの一つとなった。

受賞した集落等の中には、中山間地域等直接支払制度には取り組んでいないところもあるが、農業生産に留まらず、伝統文化を継承しているとか、首都圏との交流など地域を元気にするために地域の力をうまく活用している例もある。中山間地域等直接支払制度に取り組んでいなくても、いきいきとした活動を行っている集落等には賞を差し上げて、そこから更に中山間地域等直接支払に取り組んで頂ければと考えている。受賞集落の選定にあたっては、委員の皆様に直接現地を審査頂くとともに、アドバイスも頂いている。今年度も予定しているので、よろしくお願いしたい。

〔北舘委員〕協定に参加している集落数は把握しているか。

[事務局] 必ずしも 1 集落 1 協定ではなく、いくつかの集落が集まっている場合もあるので、集落数としては把握していない。

[北舘委員] 1協定1契約ということか。

[事務局] そうである。複数の集落が一緒になって1協定を締結している場合もあるが、 この制度の中では協定数として調査している。

[岡田委員長] 集落といった場合、色々な集落がある。古くからある自然村や、大正・昭和期に行政が区分した集落、また、それ以外の事業等で、例えばセンサス集落などがある。中山間地域等直接支払制度の場合は、協定を結んだら、それを「協定集落」と言っている。それぞれの立場から集落を作っているので、実態を掴みにくい。どれが基軸、基盤、規定なのかといっても、そこが出てきにくい。

[事務局] 集落連携にかかる加算などもあることから、実態をもう少し把握しておく必要があると感じている。可能であれば、今後に向け何処かの市町村をサンプルとして、調べたい。

[福士副委員長] 参考資料 No. 7の日本農業新聞において、岩手県が面積増加と出ているが、やはり東北の他県は減っているのか。

[事務局] 数字が公表されていないのでわからないが、宮城県は増えるかもしれないという状況であり、それ以外は減少する見込みと聞いている。

[岡田委員長] 全国では、3万ヘクタールを超える面積が減っており、特に、西日本での減少が大きい。

[吉野委員] 資料 No. 1 の 5 ページの表 4 の「高齢化率・耕作放棄地率」で示している数値は何か。

[事務局] 高齢化率及び耕作放棄地率が高い集落にあるという基準で交付対象となっている農地の面積と、括弧内にその全体に対する割合を示している。交付面積全体に対し、この基準による交付面積は非常に小さいため、割合の表記はゼロパーセントとなっている。

[吉野委員] 今回、超急傾斜地での取組に対してかなり手厚く交付金を出すことになっているが、急傾斜のうち超急傾斜に該当する農地はどれくらいあるのか。

[事務局] この制度が始まる際、傾斜地に関するデータがなかったため、航空測量により県内全域を傾斜該当するか調査したと記憶している。しかし、あくまでも急傾斜と 緩傾斜の色分けを行ったものであり、超急傾斜という区分はなかったので、データは ない。今回、超急傾斜の加算に取り組む場合は、地元の方で測量し直した上で取り組むことになる。

〔吉野委員〕実際にどれだけ対象に出来る面積があるかは、わからないのか。

[事務局] どれだけの面積を対象にできるかは把握できていないが、実際に超急傾斜加 算に取り組んでいる協定数と面積は資料№ 1 の 31 ページに記載しており、奥州市と花 巻市がほとんどである。

[岡田委員長] 岩手県の取組面積が増えてきているという要因は、こういうところにもある。

・平成27年度中山間地域等直接支払制度の実施状況(案)について、了承された。

(2) 平成28年度における中山間地域等直接支払制度推進の取組(案)について

・事務局から、資料 No. 2 に基づき説明。

《質疑等の内容》

[郷右近委員] 集落戦略の作成により、交付金の返還措置が緩和されるということは喜ばしいことだと思うが、既に地域の将来像を示すマスタープランがあるのに、また似たようなものを作るのかと感じる。

[事務局] マスタープランは、協定書の中で所定の項目から選択して位置付ける形であるが、集落戦略ではマスタープランよりもさらに詳しく記載する形になっている。これを作成することによって、メリットとして遡及返還の緩和につながる。集落マスタープランは集落の将来像を明確にして、取組期間5年間の具体的な活動を決めるものである。一方、集落戦略は、協定農用地の将来像や、集落全体の課題と対策などを集落の中で話し合ってもらうために作るものであり、5年よりももっと先を見据えながら作るものである。

[岡田委員長] 煩雑な書類作りだけが増えるという印象。必ずしも普段から地域で話し合いが行われているわけではなく、こういうことをきっかけに仕方なく出しているのが実際のところと感じる。集落戦略に書いたことが本当に活きて、集落が維持されるよう、きちっと命を吹き込むことはなかなか難しい。ただ、今回は、法律に基づいた制度になったということで、大きな交付金額が付けられているということもある。国のレベルで議論があるとすれば、交付金が楔にもならずに消えていくという対応から

少しでも構造政策に結び付くよう睨んだ場合、事業ごとにきちんとした方法論があるだろう。

[事務局] 集落からは5年後もわからないという声も聞かれるが、ペナルティが怖いから取組を止めようということになると、櫛の歯がどんどん抜けてしまう。途中でできなくなった場合は、その部分は返還しても仕方ないが、まずはみんなで地域を守っていこう、やってみよう、集落戦略の作成も厳しいが書けるところまで書いてみようという取組を少しでも後押しできればと考える。実際に現場で取り組めるのか、市町村の方で推進する際には何が大変なのかなど、よく見ながら考えていきたい。

[岡田委員長] 急傾斜地をどう管理するかといった場合、林地化することもよいとなっている。農地保全の論理と林地化で整合が取れるのかということもあるが、集落とそこで大事にしている農地を獣害などから守るためにも、一定程度は農地として理解した中での林地化という捉え方であり、そういうことも議論される。

[事務局] 高齢化率・高耕作放棄率の基準で交付金を交付されている農地は少ないが、 耕作放棄地そのものは岩手県に何千 ha もある。農地の利用を考えた時に、ポツポツと 耕作放棄地があるより、例えば山沿いでは、山に返す部分は返して、まとめることが できる農地はまとめて、使いやすい状態で管理していこうということで集落がまとま れば、それはよりよい方向なのではないかと感じる。そういうことで、林地化も含め て色々と考えていくということになる。

[福士副委員長] 平成 28 年度は取組が拡大するという見込みだが、具体的にはどのようなことで拡大されるのか。

[事務局]協定数は新規の取組により増となる市町村がある。交付面積については、新規協定で増となる部分と、既存の協定で取組面積を拡大する所があり、それらを合わせた形で今後面積が増える見込みである。知事特認地域における緩傾斜の対象農用地にあらたに取り組める市町村もある。なお、この見込みは市町村が積み上げた数字である。

〔福士副委員長〕かなり確かな数字ということか。

[事務局] 期待を込めている市町村もあると思うし、具体的な集落を見込んでいる市町村もあると思う。精度の高いものとそうではないものが混ざっていると思われる。黙っていてこの数字になるのは難しいと考えており、見込みに向かって進めていきたい。

[福士副委員長] 本年度から取り組む場合は、取組期間は4年間となるのか。

[事務局] 本年度からでも、5年間は取り組まなければならない。一方、交付金が交付されるのは今回の対策期間が終了するまでの4年間となる。ただし、次の対策期間も続けて取り組めば、交付金の対象となる。

[岡田委員長] 行政としても大変である。成長産業化を進める一方で、農地を保全しなければならず、論理が全然違うことをやらなければならない。市町村のレベルできちんと指導できるかが難しい。

・ 平成 28 年度における中山間地域等直接支払制度推進の取組(案) について、了承された。

【4 情報提供】

「いわて農業農村活性化推進ビジョン」について

・ 事務局から、資料 No. 3 に基づき説明。

【5 その他】

特になし。

【6 閉会】

• 事務局が閉会を宣言。